

- 発行者による登録簿等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 年 月 日 【届出者の名称】 _____ 【届出者の所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】(2) _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】(3) 名称 _____ (所在地) _____ 第1 [略] 第2 【公開買付者の状況】 [1～3 略] 4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(15) (1) 【発行者が提出した書類】(16) ① [略] ② 【半期報告書】 事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出 ③ [略] (2) [略] 5 [略] (記載上の注意) [(1)～(12) 略] (13) 経理の状況 a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(a)から(c)までに定めるものを記載すること。 (a) [略] (b) 公開買付者が発行者情報(法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、 <u>証券情報等の提供又は公表に関する内</u>	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 年 月 日 【届出者の名称】 _____ 【届出者の所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】(2) _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】(3) 名称 _____ (所在地) _____ 第1 [同左] 第2 [同左] [1～3 同左] 4 [同左] (1) [同左] ① [同左] ② 【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出 ③ [同左] (2) [同左] 5 [同左] (記載上の注意) [(1)～(12) 同左] (13) [同左] a 次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを記載すること。 (a) [同左] (b) 公開買付者が発行者情報(法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、 <u>特定証券情報等の提供又は公表に関する</u>

閣府令（平成 20 年内閣府令第 78 号）第 7 条第 3 項第 1 号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合
当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第 2 条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

- b a(a)から(c)までに定める財務諸表は、最近 2 事業年度のものを事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近 2 事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（a(b)に掲げる場合において連結財務諸表を表示していないとき又は a(c)に掲げる場合にあつては、中間貸借対照表及び中間損益計算書）を記載すること。

[c・d 略]

[(14)・(15) 略]

(16) 発行者が提出した書類

- a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近 2 事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- b 公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c [略]

(17) [略]

内閣府令（平成 20 年内閣府令第 78 号）第 7 条第 3 項第 1 号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合

当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。

(c) (a)及び(b)以外の場合

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第 2 条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

- b これらの財務諸表は、最近 2 事業年度のものを掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近 2 事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a(b)の場合にあつては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a(b)の場合にあつては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。

[c・d 同左]

[(14)・(15) 同左]

(16) [同左]

- a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近 2 事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c [同左]

(17) [同左]